

銚子市下水道事業管理規程第15号

銚子市指定下水道工事店規程

(趣旨)

第1条 この規程は、銚子市下水道条例（昭和58年銚子市条例第12号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定により銚子市指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 指定工事店は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 千葉県内に営業所を有すること。
- (2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者（千葉県下水道協会に登録されている者に限る。以下「責任技術者」という。）を1人以上置いていること。
- (3) 条例第9条第1項に規定する排水設備等の新設等の工事（以下「排水設備等新設等工事」という。）に必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 第1号に規定する営業所が所在する市町村の市町村税を滞納していないこと。
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないこと。
- (7) 精神の機能の障害により排水設備等新設等工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者でないこと。
- (8) 第9条第1項の規定により指定工事店の指定を取り消された日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 責任技術者の登録を取り消された日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 法人にあっては、その代表者が第5号から前号までに掲げる要件を備えていること。
- (11) その他銚子市下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める要

件を備えていること。

(指定の申請)

第3条 指定工事店の指定を受けようとする者は、指定下水道工事店指定（継続）申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 履歴書及び写真（法人にあつては、その代表者の履歴書及び写真）
- (2) 身分証明書（法人にあつては、その代表者の身分証明書）
- (3) 前条第4号に規定する市町村税を滞納していないことを証する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 営業所の案内図、平面図及び写真
- (6) 従業員の名簿
- (7) 責任技術者を雇用していることを証する書類及び責任技術者証の写し
- (8) 排水設備等新設等工事に必要な設備及び器材を有することを証する書類
- (9) その他管理者が必要と認める書類

(指定工事店証の交付等)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があつた場合において、指定工事店の指定をするときは銚子市指定下水道工事店証（別記様式第2号。以下「指定工事店証」という。）を申請者に交付し、当該指定をしないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすいところに掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、速やかに指定下水道工事店証再交付申請書（別記様式第3号）を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

(指定の有効期間)

第5条 指定工事店の指定の有効期間は、5年とする。ただし、管理者が必要と認めるときは有効期間を短縮することができる。

(継続指定の申請)

第6条 指定工事店は、前条に規定する有効期間満了後も引き続いて指定を受けようとするときは、その満了の日前1月までに指定下水道工事店指定(継続)申請書に第3条各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が提出する必要がないと認める書類は、省略することができる。

2 第4条の規定は、前項に規定する継続指定の申請について準用する。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 指定工事店は、関係法令の規定に基づき誠実かつ迅速に排水設備等新設等工事を施工するほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備等新設等工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒否してはならない。
- (2) 自己の名義を他人に貸与してはならない。
- (3) 排水設備等新設等工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 条例第7条第1項の規定による管理者の確認を受けていない排水設備等新設等工事を施工してはならない。
- (5) 排水設備等新設等工事の施工に当たっては、全て責任技術者の監督の下に行わなければならない。
- (6) 従業員が排水設備等新設等工事に係る行為については、全て責任を負うこと。
- (7) 災害その他の緊急の必要がある場合において、管理者から排水設備等(条例第7条第1項に規定する排水設備等をいう。)の復旧に関し要請があったときは、これに協力するよう努めなければならない。

(異動等の届出)

第8条 指定工事店は、第2条各号（第4号を除く。）に掲げる要件のいずれかを欠いたときは、直ちに指定工事店異動等届（別記様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに指定工事店異動等届を管理者に提出しなければならない。

- (1) 営業を廃止しようとするとき。
- (2) 営業を休止し、又は再開しようとするとき。
- (3) 営業所を移転したとき。
- (4) 名称又は商号を変更したとき。
- (5) 代表者又は責任技術者に異動があったとき。

（指定の取消し又は停止）

第9条 指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて停止することができる。

- (1) 条例又は銚子市下水道条例施行規程（令和2年銚子市下水道事業管理規程第13号）に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく管理者が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 第2条各号に掲げる要件を欠いたとき。
- (4) 営業を廃止する旨の届出があったとき。
- (5) 前条の規定による届出を怠ったとき。
- (6) その他不都合の行為があったとき。

2 管理者は、前項の規定により指定の取消し又は停止をしたときは、その旨を当該指定工事店に通知するものとする。

3 第1項の規定による指定の取消し又は停止によって生ずる損害については、全て当該指定工事店において負担しなければならない。

（指定工事店証の返納）

第10条 指定工事店は、営業を廃止したとき若しくは指定の有効期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の指定等の公告)

第11条 指定工事店を指定し、又は指定の取消し若しくは停止をしたときは、その都度これを公告する。

(責任技術者の責務)

第12条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、銚子市下水道条例施行規程その他管理者の定めるところに従い、排水設備等新設等工事の設計及び施工に当たらなければならない。

(業務の停止)

第13条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を期間を定めて停止することができる。

(1) 法令に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為がある等、管理者が責任技術者として不相当と認めるとき。

2 管理者は、前項の規定による処分を行ったときは、直ちに当該責任技術者及び千葉県下水道協会にその旨を通知するものとする。

(手数料)

第14条 条例第27条に規定する登録を受けようとする者の手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 登録手数料 次に掲げる額

ア 新規登録1件につき 40,000円

イ 更新登録1件につき 15,000円

(2) 指定工事店証再交付手数料 3,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に銚子市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則（令和2年銚子市規則第11号）の規定による廃止前の銚子市水指定下水道工事店規則（昭和58年銚子市規則第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。